

## 所得税の源泉徴収事務でマイナンバーが必要になります！

平成27年10月以降、住民票を有する国民一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が市区町村より通知されています。マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障・税・災害対策の各分野で利用され、企業年金制度においては、税分野での利用のために年金給付に係る法定調書へマイナンバーの記載を求められることとなります。

具体的には、平成28年分の年金支払いに対する源泉徴収票から、マイナンバーを記載するよう求められています。

本来であれば、年金受給者の皆さまからマイナンバーをご提供頂きますが、当基金では年金受給者の皆さまにご負担がかからないよう、この度、マイナンバーの取扱いについて企業年金連合会※と業務委託契約を結びましたことをお知らせします。

※企業年金連合会とは、

厚生年金基金等の会員により運営されており、企業年金に関する各種情報の提供を行っている組織です。企業年金連合会が会員へマイナンバーを提供することは法律で認められています。